

マンションの災害用資器材等購入費助成要綱

平成 26 年 8 月 7 日 1 発第 142 号

改正 平成 27 年 5 月 15 日 2 発第 240 号

改正 平成 28 年 5 月 24 日 3 発第 272 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、千代田区内のマンションで災害時に必要となる資器材等の確保促進のため、公益財団法人まちみらい千代田が、その購入費用の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲マンション 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）に定める区分所有の対象建物で居住用のものをいう。
- (2) 賃貸マンション 構造上区分され各部分が独立して居住の目的で賃貸される建物をいう。ただし、公営住宅、公社住宅その他の公的住宅並びに社宅及び社員寮の用に供するものを除く。
- (3) 管理組合等 マンションの管理又は経営を行う者で、次に掲げるものをいう。
 - ア 分譲マンションにあつては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条に規定する管理組合（以下「管理組合」という。）
 - イ 賃貸マンションにあつては、経営する個人又は法人（以下「賃貸マンション所有者」という。）
- (4) マンション防災計画 分譲マンションの管理組合が自助及び協力の防災対策を理解し、かつ災害時に地域と連携しながら災害に対応するために必要な事項を定めた計画をいう。
- (5) 震災マニュアル 賃貸マンションの居住者等が自助及び協力の防災対策を理解し、かつ災害時に地域と連携しながら災害に対応できるように、必要な事項を定めたマニュアルをいう。

(助成)

第 3 条 公益財団法人まちみらい千代田理事長（以下「理事長」という。）は、管理組合等が災害時に必要となる資器材等を確保する場合、予算の範囲内において、その費用の一部を助成することができる。

2 助成対象となる資器材等の例は別表 1 に定めるところによる。

(助成対象)

第4条 対象となる者は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 管理組合 管理規約が整備されていること。
 - (2) 賃貸マンション所有者 建物(区分所有建物を除く。)の所有権登記をしており、住民税を滞納していないこと。法人の場合は、商業登記をしており、従業員 300 人未満の所有会社であること。
 - (3) マンション防災計画又は震災マニュアル(以下「防災計画等」という。)を策定していること、又は防災計画等を策定していないが、申請時において1年以内に策定することが確約できること。
 - (4) 建築基準法その他の関係法令に適合していること。
 - (5) 全戸数の半数以上、又は10戸以上が住宅として使用されていること。
 - (6) この要綱、もしくは千代田区「マンションの災害用備蓄物資購入助成要綱(平成21年5月11日21千環防災発第62号)」による助成を従前に受けている場合、前回の助成決定を受けた日から3年を経過していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は対象とすることができる。

(助成対象経費)

第5条 第3条の助成の対象となる経費は、災害時にマンション居住者のために必要となる資器材等の確保をするために必要な経費をいう。

(助成率及び限度額)

第6条 助成対象経費に対する助成率及び限度額等については別表2に定める。

(助成金交付申請)

第7条 管理組合等は、助成を受けようとするときは、マンションの災害用資器材等購入費助成交付申請書兼誓約書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて理事長に申請しなければならない。

(1) 管理組合

- ア マンション災害用資器材等購入計画書(第2号様式)又はこれに代わるもので助成対象経費の詳細がわかるもの
- イ マンション管理規約の写し
- ウ マンション防災計画の写し
- エ その他理事長が必要と認めるもの

(2) 賃貸マンション所有者

- ア 前号アに規定する書類
- イ 助成申請の日の属する年の前年分の納税証明書

- ウ 建物の登記簿謄本の写し（法人にあっては商業登記簿謄本の写し）
- エ 震災マニュアル
- オ その他理事長が必要と認める書類

（助成の決定）

第8条 理事長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し助成の可否を決定する。

2 理事長は、前項の助成の決定に際し、必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 理事長は、助成を決定したときは、助成決定通知書（第3号様式）により、助成しないことを決定したときは、不交付決定通知書（第4号様式）により、管理組合等に通知しなければならない。

（助成金の交付請求）

第10条 管理組合等は、前条の決定の通知を受けたときは、マンションの災害用資器材等購入費助成金請求書（第5号様式）により、理事長に請求するものとする。

2 管理組合等は、前条の決定の通知を受けた後でなければ、助成金の交付を請求することができない。

（助成金の交付）

第11条 理事長は、管理組合等から助成金の交付の請求を受けたときは、速やかに当該管理組合等に助成金を交付するものとする。

（助成内容の変更）

第12条 管理組合等は、交付決定を受けた内容等に変更が生じたときは、助成内容変更届（第6号様式）により速やかに理事長に届け出なければならない。

（実績報告）

第13条 管理組合等は、資器材等の購入が完了したときは、実績報告書（第7号様式）に、別に定める必要な書類を添え、速やかに理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 理事長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）管理組合等が虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2）助成金を他の用途に使用したとき。

- (3) 助成決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 申請時から1年を経過しても防災計画等が未策定のとき。
 - (5) その他法令等に違反したとき。
- 2 理事長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、理由を付してマンション災害用資器材等購入費助成交付取消通知書（第8号様式）により管理組合等に通知する。
- 3 理事長は、前項の規定により助成決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金を既に交付しているときは、マンション災害用資器材等購入費助成金返還命令書（第9号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前のマンション災害用備蓄物資購入費助成要綱の規定に基づきなされている申請及びこれに対する交付決定等については、なお従前の例による。

別表1 (第3条)

助成対象として認められるものの例	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常用として備える次の資器材 ヘルメット、手袋、携帯ラジオ、懐中電灯、投光器、発電機、テント、簡易組立トイレ、工具類、チェーンソー等の破壊器具等 2 非常用として備える次の物資 保存水、保存食料（携帯食料を含む。）、寝具類、防災用被服、医薬品等 3 携帯地図、携帯トイレ等、帰宅困難者対策用の備蓄等と認められるもの。
認められないもの例	<ol style="list-style-type: none"> 1 筆記用具、生活用品等、事業者が日常で使用している物品 2 非常用の資器材等として認められないもの。

別表2 (第6条)

区分	補助率	限度額
分譲マンション（新規）	2 / 3	20万円
分譲マンション（更新）	1 / 2	15万円
賃貸マンション	1 / 2	10万円

※ 1,000円未満の端数は切り捨てる。